

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

○ 主な取組

- ・ 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号54】

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成28年4月現在、

99.2%の市町村で設置されている。

また、児童福祉法等改正法により改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い学校、病院、診療所、児童福祉施設等の関係機関は、要支援児童等と思われる者を把握した場合、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、また、当該関係機関は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができるとされた。

要保護児童対策地域協議会

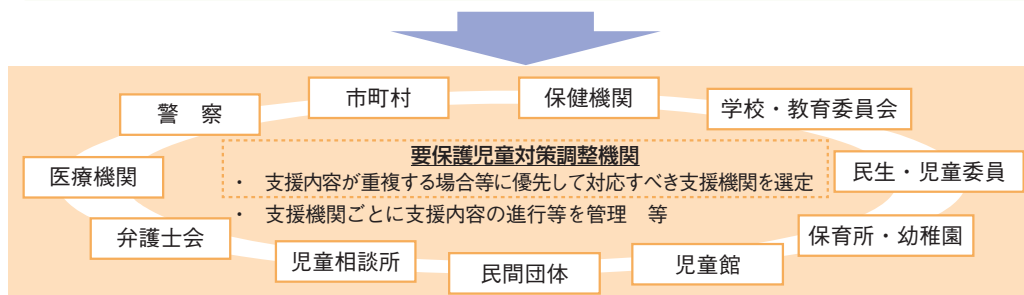
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



	平成25年度	平成27年度	平成28年度	
設置している市町村数（全市町村に占める割合）	1,722（98.9%）	1,726（99.1%）	1,727（99.2%）	
登録ケース数（うち児童虐待）	178,610（84,917）	191,806（92,140）	219,004（97,428）	
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,586	1,800	1,663
	② その他専門資格を有する職員	3,091	3,873	3,403
	③ ①②以外の職員（事務職等）	3,556	3,647	2,967
	④ 合計	8,233	9,320	8,033

※ 「設置している市町村数」及び「調整機関職員数」については、各年4月1日現在の数値

提供：厚生労働省

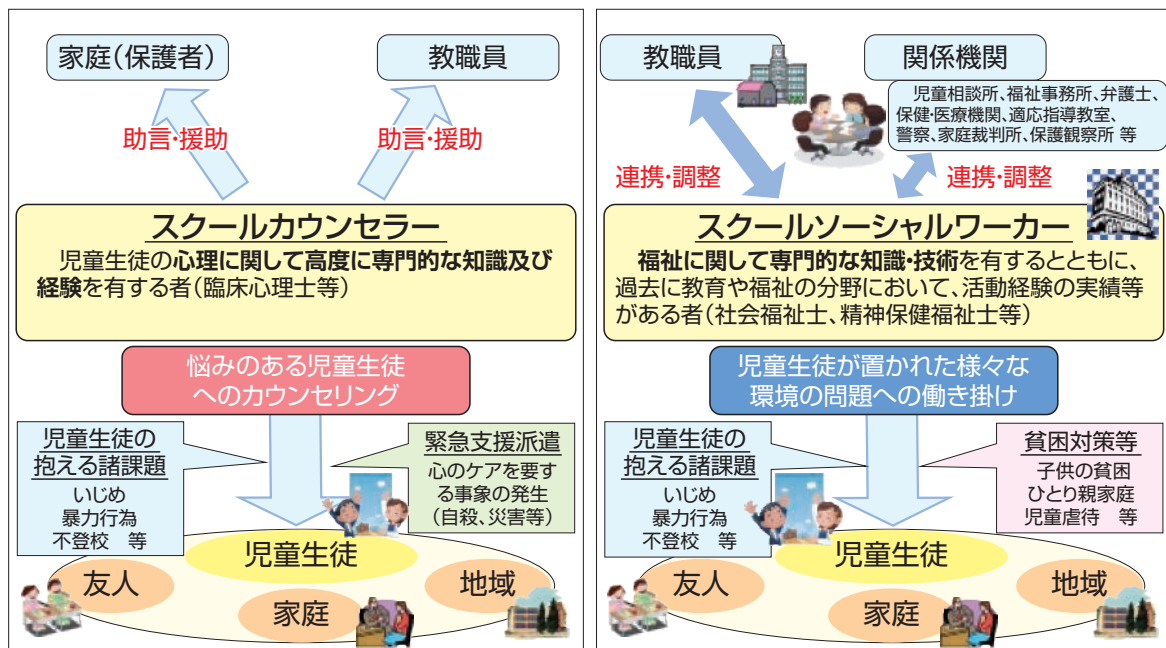
・被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。平成31年度までに、全公立小・中学校約2万

7,500校にスクールカウンセラーを配置することを目標としており、29年度においては、その配置に係る経費（2万6,000校分）を予算措置した。また、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。31年度までに、全ての中学校区に約1万人のスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としており、29年度においては、その配置に係る経費（5,047人分）を予算措置した。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供：文部科学省

・被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

【施策番号57】

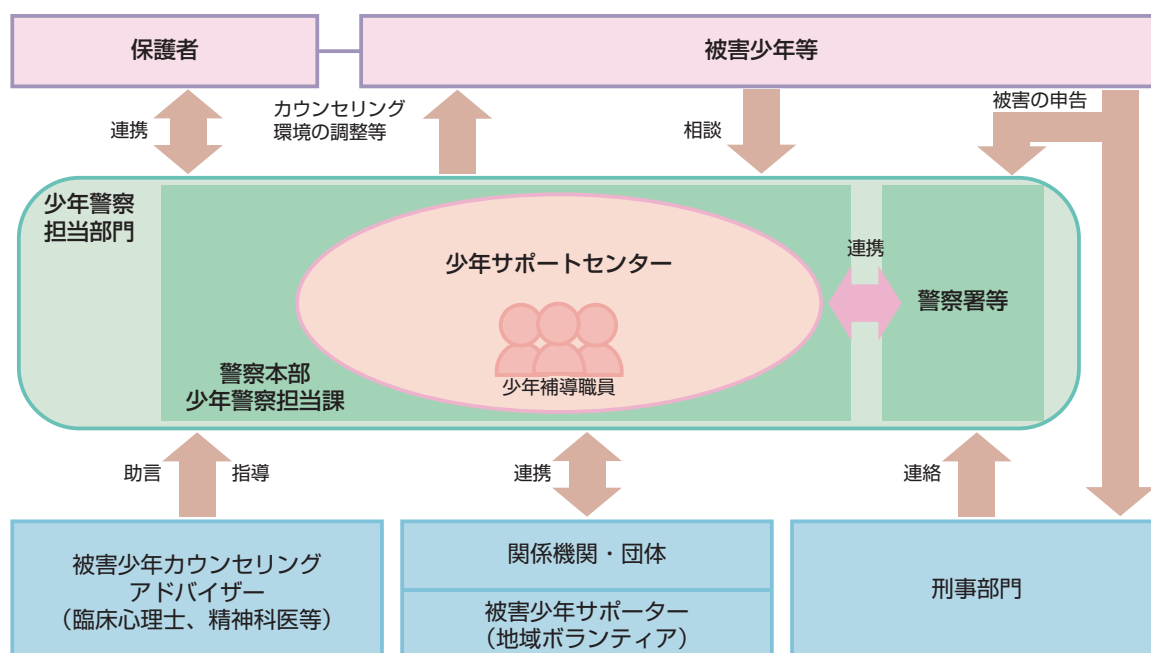
人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。被害少年の支援に際しては、臨床心理

学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、少年を取り巻く日常の環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行うボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

子供の性被害をめぐる情勢については、平成29年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童は1,216人で、このうち21.6%は抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下）であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童の数が近年増加を続けているなど、厳しい状況である。

警察では、このような情勢を踏まえ、同年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、関係省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。

被害少年への支援活動



コラム2

子供の性被害防止プラン

1 経緯

児童買春や児童ポルノの製造等を通じて子供に性的な被害を与える行為は、被害児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。

我が国では、児童ポルノ事犯に係る被害児童数が近年増加しており、SNS等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も多く認められるほか、いわゆるJKビジネス等の児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、子供の性被害をめぐる情勢は深刻な状況にある。



子供の性被害防止のためのポスター

こうした状況を踏まえ、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月閣議決定）に基づき、28年4月以降、子供の性被害の防止対策等に関する企画及び立案並びに関係府省庁間の必要な総合調整の業務を国家公安委員会が行うこととなり、関係府省庁から成る連絡会議等での検討を経て、29年4月、犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）が策定された。

2 概要

「子供の性被害防止プラン」は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に、現行法を前提として、児童の性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策を6つの柱ごとに取りまとめたものである。

子供の性被害防止プラン（概要）

主な取組	
<p>1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民運動の推進に向けた官民協議会の開催 ○ 児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進 ○ [オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携]への参画 ○ 国内の取組に関する国際社会への情報発信 	<p>4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備 ○ いわゆるJKビジネス等の児童の性に着目した営業に關する児童の捕縛の推進 ○ 児童相談所・市町村における児童等への支援 ○ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実
<p>2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民が協力して実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進 ○ 学校における情報モラル教育の充実 ○ サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化 ○ ひとり親家庭等に対する支援 	<p>5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆるJKビジネス等の児童の性に着目した営業の禁止等に関する条例制定の支援 ○ 加害者に対する取締りの強化と厳正な対応 ○ 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化 ○ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施
<p>3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援 ○ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進 ○ 出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施 ○ 繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体の促進 	<p>6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上 ○ 被害児童の支援担当者への研修内容の充実 ○ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進 ○ 児童相談所の体制及び専門性の強化

3 今後の方向性

「子供の性被害防止プラン」に基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図りながら、取組の状況を適時適切に検証しつつ、政府全体で対策を推進していくこととしている。

・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号58】

警察においては、平成30年4月現在、

40都道府県警察で135人（うち臨床心理士85人）の部内カウンセラーを配置するとともに、45都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

警察におけるカウンセリングの様子



・ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号65】

内閣府においては、都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進し、運営の安定化を図るため、29年度に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設した。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

○ 主な取組

・犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号80】

法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、平成28年に改正・施行された刑事訴訟法により導入された、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置を執ることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいる。また、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

・児童虐待の防止、早期発見・早期対応の

ための体制整備等

【施策番号90】

児童福祉法等改正法により、初めて子供を権利の主体として位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親制度の充実等の所要の措置を講ずることとされた。また、29年6月に成立し、30年4月から施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下「児童福祉法・児童虐待防止法改正法」という。）により、虐待を受けている子供等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、司法関与を強化するなどの措置を講ずることとされた。

厚生労働省においては、28年4月に策定した「児童相談所強化プラン」において、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を盛り込んでいる。

また、児童虐待を受けたと思われる子供を見付けた時等に、ためらわず児童相談所に通告・相談ができるように、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、同月に音声ガイダンスを短縮し、また、30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を図っている。

さらに、全国児童相談所長会議等を通じて、直近の児童虐待防止対策についての説明のほか、要保護児童対策地域協議会における警察、学校等との情報共有の取組に関する好事例等を周知し、市町村及び児童相談所の体制強化等の取組を推進している。

・再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号94】

警察においては、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講じている。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

○ 主な取組

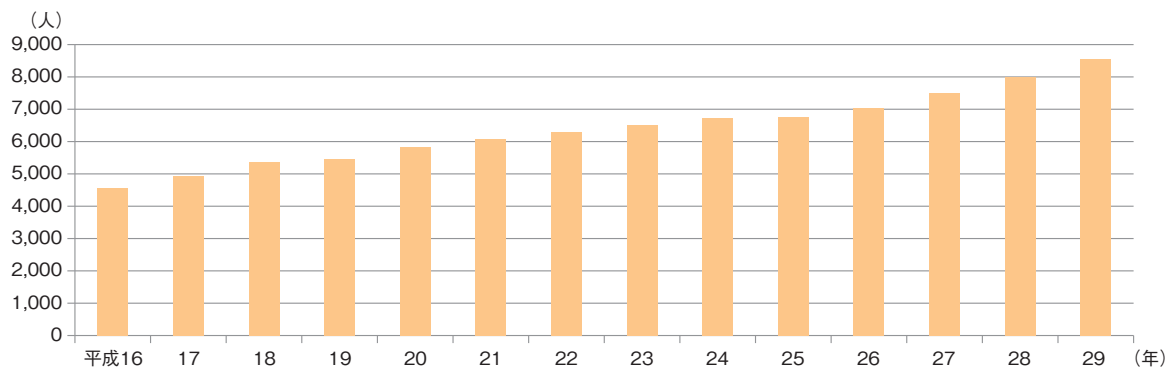
・女性警察官の配置等

【施策番号109】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成29年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等は、全国の都道府県警察において8,557人である。

性犯罪指定捜査員等の推移（各年4月1日現在）



また、警視庁及び道府県警察本部（以下「都道府県警察本部」という。）の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制の構築を図っており、同月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は298人、うち女性警察官は121人である。

さらに、同月現在、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを全国で3,024セット保

有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を全国で2,233体整備している。

このほか、事情聴取時において、相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りながら、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

被害者支援用車両内の様子（被害者は模擬）



女性医師による診断の様子（被害者は模擬）



○ 海上保安庁においては、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

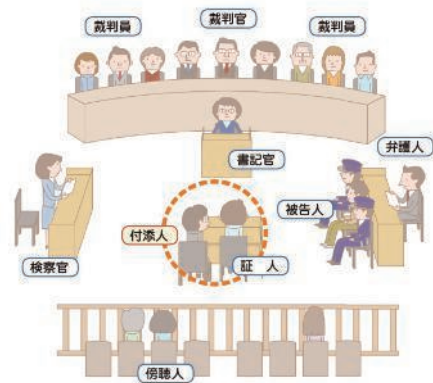
・ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している。

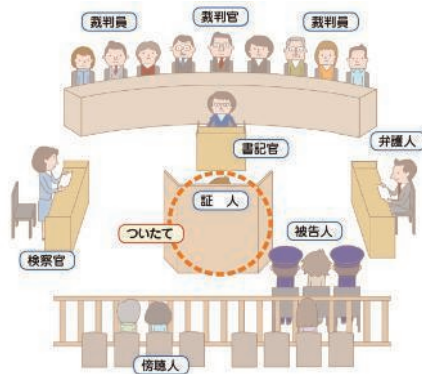
平成29年中に、証人尋問の際に付添いの措置が執られた証人の延べ数は78人、証人尋問の際に遮へいの措置が執られた証人の延べ数は1,105人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は225人であった。

証人への付添い



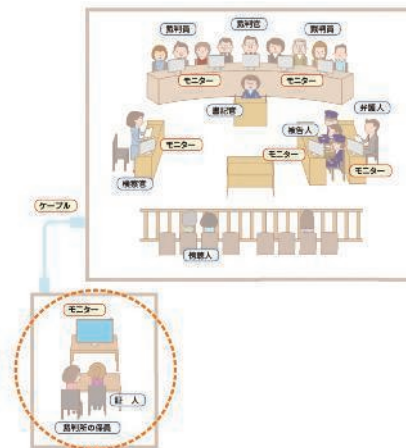
提供：法務省

証人への遮へい



提供：法務省

ビデオリンク方式



提供：法務省

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299
平成27年	141	1,563	290
平成28年	128	1,623	303
平成29年	78	1,105	225

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

提供：法務省

20年4月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置を執ることが認められている。

29年中の民事訴訟における付添い回数は22回、遮へい回数は238回、ビデオリンク回数は40回である（数値はいずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、各措置を併用した場合には、それぞれ1回として計上している。）。